

静岡県における「ふじのくに型福祉サービス」と「共生型サービス」の関係性

○渡辺 央(静岡福祉大学、会員番号 2817)、木下 寿恵(静岡福祉大学、会員番号 3278)

1 研究の目的

2018年度より、介護保険制度と障害福祉制度に新たに「共生型サービス」が創設された。静岡県では2010年度から独自の「ふじのくに型福祉サービス」を創設し推進してきている。「ふじのくに型福祉サービス」は「居場所」「ワンストップ」「共生型福祉施設」の3つの柱がある。「ふじのくに型福祉サービス」の「共生型福祉施設」(以下、共生型福祉施設)は高齢者施設などで障害のある人や子どもなどに対する福祉サービスを提供するもので、「共生型サービス」に近い理念のもとで実施されている取組みである。

「共生型福祉施設」が広く実施されてきている静岡県においては、「共生型サービス」への移行がしやすい土壌にあるものと考えられる。しかし、「共生型サービス」が開始されてからの1年間での静岡県における実態には変化が見られたのか、変化があったとすればどのような変化なのか。「共生型サービス」の指定申請を行った事業所は、どのような考えに基づいて開始したのか。静岡県における「共生型福祉施設」と「共生型サービス」のそれぞれの実態を把握したうえで、相互の関係性を明らかにする。

2 研究の方法

「第8次静岡県長寿社会保健福祉計画 ふじのくに長寿社会安心プラン」などの静岡県が公表している資料から、「ふじのくに型福祉サービス」を推進してきたねらいと経緯、サービス提供実態を、整理し分析した。独立行政法人福祉医療機構「WAM NET」から、静岡県における「共生型サービス」の実施状況を確認し、各事業所が指定申請に至った経緯やサービス提供実態を確認した。

以上の方法より、静岡県における「共生型福祉施設」と「共生型サービス」との関係性と相違点を考察し、「共生型福祉施設」の利点と課題について考察した。

3 倫理的配慮

本研究では静岡県が公表している実態調査結果や報告書等を活用としているため、倫理的な配慮を必要とする内容を含まない。

4 結果・考察

『「ふじのくに型福祉サービス」における共生型福祉施設の状況』(静岡県障害者支援局障害者政策課)によると、2018年4月1日現在、介護保険指定事業所で障害福祉サービスの基準該当を受けている事業所数は31事業所、特別養護老人ホーム等における障害福祉サービスの短期入所の指定を受けている事業所数は30事業所であった。『ふじのくに型福祉サービスガイドブック』(静岡県健康福祉部、2018年3月発行)によると、2018年3月現在、介護保険法や障害者総合支援法、児童福祉法に基づき県・政令市から指定された事業所数は31事業所であった。2019年3月現在、静岡県における共生型サービス事業所は4か所で、いずれもこれまで「共生型福祉施設」ではない事業所であった。分析から、「共生型福祉施設」における介護保険サービスと障害福祉サービス、児童福祉サービスの組み合わせにおいては、「共生型サービス」における組み合わせ以外が多く存在しており、このことが「共生型サービス」に指定申請する事業所が少ない一因として考えられる。